

建築基準法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（シックハウス関係抜粋）
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）</p> <p><u>第二十八条の二</u> 居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、<u>建築材料及び換気設備</u>について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。</p> <p>第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四略</p> <p>五 第十九条、第二十条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、<u>第二十八条の二</u>、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十七条（第八十八条第</p>	<p>第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四略</p> <p>五 第十九条、第二十条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十七条（第八十八条第一項において準用</p>

一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第一項、第四十四條、第四十七條、第五十二條第一項、第二項若しくは第六項、第五十三條第一項若しくは第二項、第五十三條の二第二項（第五十七條の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第五十六條第一項、第五十六條の二第一項、第五十七條の二第二項、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十條第一項若しくは第二項、第六十條の二第一項若しくは第二項、第六十一條から第六十四條まで又は第六十六條の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

六〇十四 略

2 略

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條中建築基準法第二十八條の次に一條を加える改正規定及び同法第九十九條第一項第五号の改正規定（「第二十八條第一項から第三項まで」の下に「、第二十八條の二」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の建築基準法（以下「

する場合を含む。）、第四十三條第一項、第四十四條、第四十七條、第五十二條第一項若しくは第五項、第五十三條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項、第五十四條の二第二項（第五十七條の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十六條第一項、第五十六條の二第一項、第五十七條の二第二項、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十條第一項若しくは第二項、第六十條の二第一項若しくは第二項、第六十一條から第六十四條まで又は第六十六條の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

六〇十四 略

2 略

旧建築基準法」という。()の規定によりされた許可、認定、申請等の処分又は手続は、それぞれこの法律による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。